

特定非営利活動法人第3の家族定款

第1章総則

(名称)

第1条この法人は、特定非営利活動法人第3の家族という。

(事務所)

第2条この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

(目的)

第3条この法人は、家庭環境問題について悩む少年少女が、自分の居場所を見つけるためのサポートをする事業を行う。情報提供事業・調査事業・コミュニティ運営事業・その他のサポート事業を通じて、少年少女が自分の居場所を見つけられる状態を構築することを目的とする。必要に応じて、大人になった後も悩み続ける人々の支援も同様に行う。

(活動の種類)

第4条この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表の内、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1)社会教育の推進を図る活動
- (2)学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3)人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4)子どもの健全育成を図る活動
- (5)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 家庭環境の問題により、支援が必要な少年少女への支援事業
- (2) 家庭環境に悩む少年少女がコミュニティを形成するための運営事業

(3)家庭環境に悩む少年少女が自分の居場所を見つけるためのアドバイスを行う事業

(4)家庭環境問題にまつわる調査事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種類とし、正会員をもって法上の社員とする。

(1)正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2)賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、入会申込書を理事長に提出し、理事長の承認を得なければならない。理事長は、会員の申込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるもの

とするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

(1)本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(2)正当な理由なく会費を1年以上滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。

(除名)

第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)この定款に違反したとき。

(2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第 11 条会員が納入した入会金、会費及びその他の抛出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

第 3 章役員

(種別及び定数)

第 12 条この法人に、次の役員を置く。

(1)理事 3 人以上 5 人以下

(2)監事 1 人

2 理事のうち、1 人を理事長とし、若干名を副理事長とすることができる。

3 理事及び監事は、総会において選任する。

4 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。

5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第 13 条理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を執行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)理事の業務執行の状況を監査すること。

(2)この法人の財産の状況を監査すること。

(3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4)前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期)

第14条 役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 第1項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。但し、その役員に対し、議決の前に総会において弁明の機会を与えなければならない。

(1)心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 4 章 総会

(種別)

第 18 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 19 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 20 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業報告及び決算

(5) 役員を選任又は解任、職務及び報酬

(6) その他この法人の事業及び運営に関する重要事項

(開催)

第 21 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面によって招集の請求があったとき。

(3) 監事が第 13 条第 4 項第 4 号の規定により招集したとき。

(招集)

第 22 条 総会は、理事長が招集する。但し、前条第 2 項第 3 号の規定による場合は、監事が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 23 条総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 24 条総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 25 条総会における議決事項は、第 22 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款で定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 26 条各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、オンライン会議システム（Web 会議システム）によって、総会に参加し、表決することができる。

4 前 2 項の場合における第 24 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 3 号及び第 50 条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 27 条総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保

存しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)正会員総数

(3)出席した正会員の数（書面、電磁的方法若しくはオンライン会議システムによる表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を明記すること。）

(4)審議事項

(5)議事の経過の概要及びその結果

(6)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人 2 人以上が、議長とともに署名しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務者の氏名

第 5 章 理事会

(構成)

第 28 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 29 条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1)総会に付議すべき事項

(2)総会の議決した事項の執行に関する事項

(3)事業計画及び予算並びにその変更

(4)入会金及び会費に関する事項

(5)借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(6)事務局の組織及び運営に関する事項

(7)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(8)会員の除名

（開催）

第 30 条理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1)理事長が必要と認めたとき。

(2)理事総数の 3 分の 1 以上の理事から会議の目的を記載した書面によって招集の請求があったとき。

（招集）

第 31 条理事会は理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

（議長）

第 32 条理事会の議長は、理事長が当たる。

（議決）

第 33 条理事会における議決事項は、第 31 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第 34 条各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、オンライン会議システム（Web 会議システム）によって、理事会に参加し、表決することができる。

4 前2項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

（議事録）

第35条理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)理事総数、出席した理事の数及び氏名（書面、電磁的方法又はオンライン会議システムによる表決者にあつては、その旨を明記すること。）

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要及びその結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、その会議において出席した理事の中から選任された議事録署名人2人以上が、議長とともに署名しなければならない。

第6章資産及び会計

（資産の構成）

第36条この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1)設立当初の財産目録に記載された財産

(2)入会金及び会費

(3)寄附金品

(4)財産から生じる収益

(5)事業に伴う収益

(6)その他の収益

(資産の区分)

第 37 条この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 38 条この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 39 条この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 40 条この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(経費の支弁)

第 41 条この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第 42 条この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、理事会の議決を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(予備費の設定及び使用)

第 43 条前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の費用に充てるため、予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条第 42 条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第 45 条理事長は、毎事業年度終了後速やかに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第 46 条この法人が資金の借入れをしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第 47 条この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 7 章事務局

(設置)

第 48 条この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

(書類及び帳簿の備置き)

第 49 条事務所には、法第 28 条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかなければならない。

(1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(2) 収益、費用に関する帳簿及び証拠書類

第 8 章定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 50 条この法人の定款の変更は、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 51 条この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

(1)総会の決議

(2)目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3)正会員の欠亡

(4)合併

(5)破産手続開始の決定

(6)所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由により解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 52 条この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項の規定に掲げるもののうち、総会で選定したものに帰属させるものとする。

第 9 章雑則

(公告)

第 53 条この法人の公告は官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

(細則)

第 54 条この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金なし

(2) 年会費正会員（個人）一口 1,000 円

（団体）一口 100,000 円

賛助会員（個人）一口 1,000 円

（団体）一口 100,000 円

3 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とし、その任期は、第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。

理事長奥村春香

副理事長土井瑠大

理事佐藤まみ

監事山岡義明

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 42 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。

附則 この定款は、令和 5 年 9 月 25 日から施行する。